

平成26年草加市議会9月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第45号議案 平成25年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第46号議案 平成25年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成25年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成25年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成25年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成25年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成25年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成25年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成25年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第54号議案 平成25年度草加市水道事業決算の認定について
- 第55号議案 平成25年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第56号議案 平成26年度草加市一般会計補正予算（第2号）
- 第57号議案 平成26年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 平成26年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第59号議案 平成26年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 平成26年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 平成26年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第62号議案 平成26年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第63号議案 平成26年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 草加市文化芸術振興条例の制定について
- 第65号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第66号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第67号議案 草加市公契約基本条例の制定について
- 第68号議案 草加市就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定に関する条例の制定について

- 第 6 9 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 0 号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 1 号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 2 号議案 草加市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 3 号議案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 4 号議案 草加市物産・観光情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 5 号議案 草加都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 6 号議案 町名及び町界変更の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 7 号議案 草加市スポーツ・健康づくり都市宣言について
- 第 7 8 号議案 防災行政用無線固定局デジタル化更新工事請負契約の締結について
- 第 7 9 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 0 号議案 平成 2 6 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）

【報告】

- 第 1 7 号報告 平成 2 5 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 8 号報告 平成 2 5 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 1 9 号報告 平成 2 5 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 2 0 号報告 平成 2 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 2 1 号報告 平成 2 5 年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 2 2 号報告 アコス株式会社第 2 5 期事業計画及び事業収支予算書の提出について
- 第 2 3 号報告 アコス株式会社第 2 4 期事業報告書の提出について

議 案

第 5 6 号議案 平成 2 6 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 6 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額 67,534,215 千円

歳入・歳出補正予算額 1,010,407 千円

補正後の歳入・歳出予算額 68,544,622 千円

補正予算の主な内容

歳 入	丸番号及び	印については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。	(千 円)
款	補 正 額	主 な 内 容	
9 地方交付税	46,733	・普通交付税	46,733
13 国庫支出金	40,701	介護保険災害臨時特例補助金	734
		地域介護・福祉空間整備推進交付金	10,800
		がんばる地域交付金	46,225
		社会資本整備総合交付金（道路事業）	6,050
		学校施設環境改善交付金	11,008
14 県支出金	2,264	地域少子化対策強化交付金	990
		骨髄移植ドナー助成費補助金	140
		農業委員会費補助金	1,134
17 繰入金	2,028,389	・財政調整基金繰入金	1,715,000
		公共施設整備基金繰入金	313,389
18 繰越金	4,169,198	・繰越金	4,169,198
20 市債	1,220,100	草加駅西口駅前交通広場事業債	67,700
		危機管理体制整備事業債	148,700
		橋りょう整備事業債	81,000
		排水路整備事業債	560,700
		氷川町第二次地区整備事業債	53,300
		新田駅東口土地区画整理事業債	10,100
		谷塚松原線街路整備事業債	245,700
		街路整備負担金事業債	18,100
		公園整備事業債	30,700
		今様・草加宿道路整備事業債	56,500
		校舎改築事業債	112,700
		・臨時財政対策債	165,100
合 計	1,010,407		

歳 出

(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	927,969	・契約事務経費[契約課]		129
		・庁舎建設基金積立金[庁舎建設室]		1,000,000
		・財政調整基金積立金 [財務調整課]		7,959
		・収納管理事務事業[納税課]		54,600
		・草加駅西口駅前広場改善事業 (財源振替)		0
		・危機管理体制整備事業[危機管理課]		145,519
		スポーツ振興事業(財源振替)		0
		アコスホール維持・管理事業 (財源振替)		0
		文化会館維持管理・芸術文化振興事業(財源振替)		0
		・観光推進事業[文化観光課]		10,800
		物産・観光情報センター管理事業 (財源振替)		0
3 民生費	162,891	・社会福祉施設整備事業[長寿・介護福祉課]		10,800
		・自立支援給付事業[障がい福祉課]		375,176
		・障害者生活介護事業所整備事業[障がい福祉課]		92,151
		・後期高齢者医療広域連合事務事業[後期高齢者・重心医療課]		2,823
		・老人保健事業清算事務事業[後期高齢者・重心医療課]		286
		社会福祉施設管理運営事業 (財源振替)		0
		・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]		588,756
		・介護サービス利用者負担額軽減支援事業(原発被災関連) [長寿・介護福祉課]		734
		・介護保険特別会計繰出金[長寿・介護福祉課]		56,074
		・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課]		2,160
		保育施設整備事業[保育課]		2,465
		児童館・児童センター運営事業 (財源振替)		0
		・子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業 [子育て支援センター]		990
4 衛生費	141,958	・健康づくり啓発事業[健康づくり課]		280
		・予防接種事業[健康づくり課]		141,678
6 農林水産業費	1,134	・農業委員会関連事業[農業委員会事務局]		1,134
8 土木費	102,237	・橋りょう整備事業(財源振替)		0
		・排水路整備事業 (財源振替)		0
		・谷塚駅西口地区市街地整備事業 [地域整備課]		232,060
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課]		19,693

		・氷川町第二次土地区画整理地内環境整備事業(財源振替)		0
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課]		128,117
		・新田駅東口土地区画整理事業(財源振替)		0
		・都市計画街路整備事業(財源振替)		0
		・広域幹線道路整備促進事業(財源振替)		0
		・公園広場等整備事業(財源振替)		0
		公園広場等維持管理事業(財源振替)		0
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		238,247
		・今様・草加宿道路整備事業(財源振替)		0
10 教育費	0	教育相談充実事業(財源振替)		0
		奥日光自然の家管理運営事業(財源振替)		0
		学校施設維持管理事業(小学校)(財源振替)		0
		栄小学校校舎等改築事業(財源振替)		0
		学校施設維持管理事業(中学校)(財源振替)		0
		歴史民俗資料館管理運営事業(財源振替)		0
		公民館等事業[中央公民館](財源振替)		0
		公民館等事業[川柳文化センター](財源振替)		0
合 計	1,010,407			

継続費の補正

・変更 (1事業)	・危機管理体制整備事業(防災行政無線固定局デジタル化工事・監理業務委託)
	総額変更 700,000千円 214,934千円
	年割額変更 平成26年度 210,000千円 64,481千円
	平成27年度 490,000千円 150,453千円

・債務負担行為

追加(新規設定分)

英語教育・国際理解教育推進事業(平成26年度～平成27年度)

限度額 38,302千円

追加(新規設定分)

学校給食推進事業(中学校)(平成26年度～平成27年度)

限度額 45,394千円

第 5 7 号議案 平成 2 6 年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 6,861,558千円

歳入・歳出補正予算額 2,480千円

補正後の歳入・歳出予算額 6,864,038千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
4 繰入金	238,247	・ 一般会計繰入金	238,247
5 繰越金	240,727	・ 繰越金	240,727
合 計	2,480		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
1 総務費	2,480	・ 公共下水道管渠施設等維持管理事業	2,480
合 計	2,480		

第 5 8 号議案 平成 2 6 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 487,776千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 487,776千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
3 繰入金	19,693	・ 一般会計繰入金	19,693
4 繰越金	19,693	・ 繰越金	19,693
合 計	0		

第 5 9 号議案 平成 2 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 546,492千円

歳入・歳出補正予算額 58,000千円

補正後の歳入・歳出予算額 604,492千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
2 国庫支出金	81,221	・ 土地区画整理事業費補助金	81,221
4 繰入金	128,117	・ 一般会計繰入金	128,117
5 繰越金	11,104	・ 繰越金	11,104
合 計	58,000		

歳 出 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
2 事業費	58,000	・ 事業関連推進事業 0
		・ 公共施設整備等関連事業 58,000
合 計	58,000	

第 6 0 号議案 平成 2 6 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 27,407,807 千円

歳入・歳出補正予算額 196,683 千円

補正後の歳入・歳出予算額 27,604,490 千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
6 前期高齢者交付金	129,991	・ 前期高齢者交付金 129,991
7 県支出金	12,112	・ 特別調整交付金 12,112
10 繰入金	588,756	・ 療養給付費助成金 588,756
11 繰越金	903,318	・ 繰越金 903,318
合 計	196,683	

歳 出 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
2 保険給付費	0	・ 保険給付事業 0
3 後期高齢者支援金等	1,475	・ 後期高齢者支援金 1,475
4 前期高齢者納付金等	224	・ 前期高齢者納付金 224
6 介護納付金	148,434	・ 介護納付金 148,434
8 保健事業費	12,112	・ 生活習慣病重症化予防対策共同事業負担金 12,112
11 諸支出金	331,306	・ 過年度補助金返納金 331,306
合 計	196,683	

第 6 1 号議案 平成 2 6 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 11,608,562 千円

歳入・歳出補正予算額 219,522 千円

補正後の歳入・歳出予算額 11,828,084 千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
3 国庫支出金	258	・ 介護保険災害臨時特例補助金 258
7 繰入金	56,074	・ 介護給付費繰入金（現年度分） 41,925
		・ 地域支援事業費繰入金（介護予防事業） 2,001
		・ 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業） 1,114
		・ その他一般会計繰入金（事務費等繰入金・一般財源事業繰入金） 11,034
8 繰越金	275,338	・ 繰越金 275,338
合 計	219,522	

歳 出 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
2 保険給付費	258	・ 居宅介護サービス給付費負担金 258
5 基金積立金	166,863	・ 介護給付費準備基金積立金 166,863
7 諸支出金	52,401	・ 還付金 52,401
合 計	219,522	

第 6 2 号議案 平成 2 6 年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 2,111,930 千円

歳入・歳出補正予算額 7,056 千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,118,986 千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
2 繰入金	2,823	・ 事務費繰入金 2,823
3 繰越金	9,879	・ 繰越金 9,879
合 計	7,056	

歳 出 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
2 後期高齢者医療広域連合納付金	7,056	・ 後期高齢者医療広域連合納付金 7,056
合 計	7,056	

第 6 3 号議案 平成 2 6 年度草加市立病院事業会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度草加市立病院事業会計補正予算（第 1 号）

補正前の資本的収入額	582,674千円
資本的収入補正予定額	70,000千円
補正後の資本的収入額	652,674千円

資本的収入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
1 資本的収入	70,000	・寄附金	70,000
合 計	70,000		

補正前の資本的支出額	931,707千円
資本的支出補正予定額	70,000千円
補正後の資本的支出額	1,001,707千円

資本的支出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
1 資本的支出	70,000	・建設改良費(医療機器の購入)	70,000
合 計	70,000		

第 6 4 号議案 草加市文化芸術振興条例の制定について

1 目的

文化芸術に係る基本理念及びその振興の基本指針を定め、市、市民等及び地域団体等の役割を明らかにすることにより連携の強化を図るとともに、草加らしい文化芸術の創造を推進し、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 内容

(1) 市、市民等及び地域団体等の役割

ア 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとします。

イ 市民等は、自主的な文化芸術活動を推進し、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

ウ 地域団体等は、自主的に文化芸術活動を展開し、市民等の文化芸術活動を支援し、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

(2) 文化芸術の振興、継承等

市は、文化芸術の振興、向上及び発展を図るため、また、文化芸術の継承等のために必要な施策を講ずるものとします。

(3) 文化芸術に係る学び場における支援

市は、学びの場において、市民等及び地域団体等の文化芸術に係る取組を支援するため、必要な施策を講ずるものとします。

(4) 国際文化交流

市は、市民等及び地域団体等並びに世界の人々との相互理解を深め、多様な文化との共生に努めることにより、文化芸術活動の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとします。

3 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日から施行します。

第 65 号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

新水道庁舎の完成を踏まえ、さらに効果的かつ効率的な事務事業の推進を図るため、水道事業及び下水道事業に係る事務を処理する組織を統合するものです。

2 内容

市長の内部組織として、水道事業及び下水道事業に係る事務を処理する組織を統合した「上下水道部」を新たに加えます。

また、建設部の事務分掌から、下水道の企画、調整及び整備に関する事務を除きます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 草加市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

水道事業及び下水道事業に係る事務を処理する組織の統合に伴い、水道事業に係る事務を処理する組織を「水道部」から「上下水道部」に改めます。

第 66 号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率改正、軽自動車税の標準税率の改正、経年車重課の導入等に係る改正を行うものです。

2 主な内容及び施行期日

(1) 法人住民税の法人税割の税率改正【施行期日：平成26年10月1日】

地方法人税の創設に伴い、法人市民税法人税割の標準税率及び制限税率を次のとおり引き下げます。

法人税割額	税率区分	改正前	改正後
道府県民税	標準税率	5.0%	3.2%
	制限税率	6.0%	4.2%
市町村民税	標準税率	12.3%	9.7%
	制限税率	14.7%	12.1%

(2) 軽自動車税の見直し

ア 標準税率の改正【施行期日：平成27年4月1日】

平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用車については1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げます。原動機付自転車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で2,000円未満の税率を2,000円に引き上げます。

区 分			標準税率	
			現行	改正後
三 輪			3,100円	3,900円
四輪以上	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

区 分		標準税率	
		現行	改正後
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円

イ 経年車重課の導入【施行期日：平成 28 年 4 月 1 日】

当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、改正後の標準税率の概ね 20 %の重課税率を適用します。なお、経年車重課については、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用します。

区 分			標準税率	
			改正後	重課後
三 輪			3,900円	4,600円
四輪以上	乗用のもの	営業用	6,900円	8,200円
		自家用	10,800円	12,900円
	貨物用のもの	営業用	3,800円	4,500円
		自家用	5,000円	6,000円

(3) 固定資産税の課税標準の特例措置【施行期日：平成 27 年 4 月 1 日】

ア 浸水防止用設備

浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した浸水防止用設備（止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機）に対して講じる固定資産税（償却資産分）の課税標準の特例措置（5 年度分）を創設します。

特例率	条例で定める率
2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下で市町村の条例で定める割合	<u>3 分の 2</u>

イ ノンフロン製品

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置（3 年度分）を創設します。

特例率	条例で定める率
3 / 4 を参酌して 2 / 3 以上 5 / 6 以下で市町村の条例で定める割合	<u>4 分の 3</u>

ウ 公共の危害防止設備

公共の危害防止のために設置された施設又は設備について、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長します。

対象資産	特例率	条例で定める率
汚水又は廃液処理施設	1 / 3 を参酌して 1 / 6 以上 1 / 2 以下で市町村の条例で定める割合	<u>3 分の 1</u>
大気汚染防止法の指定 物質排出抑制施設	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下で市町村の条例で定める割合	<u>2 分の 1</u>
土壌汚染対策法の特定 有害物質排出抑制施設	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下で市町村の条例で定める割合	<u>2 分の 1</u>

(4) 耐震改修促進法の改正に伴う固定資産税の特例措置【施行期日：平成27年4月1日】

建築物の耐震改修促進法に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、一定の耐震改修を行い一定の基準に適合することが証明された場合、固定資産税額の2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額します。

(従来、住宅に限った減額措置でありましたが、住宅以外の建築物にも適用します。)

- ・改修期間等 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3月以内に市町村に申告したものに限りします。

(5) 子ども・子育て支援新制度に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置【施行期日：平成27年4月1日】

小規模保育事業又は認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税とします。(ただし、有償で借受けている固定資産を除きます。)

第 6 7 号議案 草加市公契約基本条例の制定について

1 目的

公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務並びに公契約の基本的なあり方を明らかにすることにより、市民サービスの質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進を図り、地域の豊かさを創出しようとするものです。

2 内容

(1) 市及び事業者等の責務

市は、公契約に係る施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を負うものとし、事業者等は、公契約に携わる者としての社会的責任を自覚し、誠実に職務を遂行するよう努めるものとします。

(2) 品質の確保

市長等は、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容を評価する契約方式を活用するものとします。

(3) 労働、雇用環境の確保

事業者等は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境並びに継続性のある業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努めなければならないものとします。

(4) 労働賃金基準額

市長は、公契約に係る事業者等が労働者に支払う賃金の基準額を定めることができるものとします。

(5) 市内業者の活用

市長等は、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者の受注機会を確保します。

(6) 草加市公契約審議会の設置

市長の諮問に応じて、重要事項について調査審議するため、草加市公契約審議会を設置します。なお、当該審議会は、事業者、労働者及び学識経験者のうちから市長が委嘱した者で、6名以内の委員で組織するものとします。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。ただし、草加市公契約審議会に係る規定については、平成26年10月1日から施行します。

第 6 8 号議案 草加市就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定に関する条例
の制定について

1 目的

子ども・子育て支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定について、必要な事項を定めるものです。

2 内容

教育・保育給付を受ける小学校就学前子どもの認定区分を、次のとおり定めます。

認定区分	小学校就学前 子どもの年齢	保育の 必要性	利用可能な施設
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上	不要	幼稚園、認定こども園
保育認定 (2号認定)		必要	保育園、認定こども園
保育認定 (3号認定)	満3歳未満	必要	保育園、認定こども園、 地域型保育事業

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）から施行します。

第 6 9 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に
ついて

1 目的

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 内容

(1) 省令に従うべき基準

地域型保育事業に従事する者の資格等及びその員数並びに当該事業の運営に関する事項であって、児童の健全な発達に密接に関連するものについては、「省令に従うべき基準」とされていることから、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の例によることとします。

(2) 省令を参酌すべき基準

「省令に従うべき基準」以外の事項（面積、保育時間等）については、「参酌すべき基準」とされていることから、厚生労働省令を参考に検討し、その結果、同省令の内容と同じ基準を定めることとしたものです。

なお、地域型保育事業者は、暴力団員又は暴力団関係者が役員若しくは従業者に含まれている又はその活動を支えている事業者であってはならないことを草加市独自の基準として加えます。

地域型保育事業：原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に行う次の4類型からなる事業

類型	形態	規模
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。	定員5人以下
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下で、きめ細かな保育を実施。 複数の認可基準により、3つの類型がある。 ・A型（保育所分園に近い類型） ・B型（A型とC型の中間的な類型） ・C型（家庭的保育に近い類型）	定員6人～ 19人まで
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。	1対1が基本
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。 ・保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） ・小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）	様々

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成27年4月1日予定）から施行します。

第 7 0 号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1 目的

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

2 内容

(1) 府令に従うべき基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員、利用者負担額等の受領等当該事業の運営に関する事項であって、児童の健全な発達に密接に関連するものについては、「府令に従うべき基準」とされていることから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）の例によることとします。

(2) 府令を参酌すべき基準

「府令に従うべき基準」以外の事項（あっせん、調整及び要請に対する協力、緊急時等の対応等）については、「参酌すべき基準」とされていることから、内閣府令を参考に検討し、その結果、同府令に準じた基準を基本とすることとしました。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、暴力団員又は暴力団関係者が役員若しくは従業者に含まれている又はその活動を支えている事業者であってはならないことを草加市独自の基準として加えます。

【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

			満 3 歳以上児		満 3 歳未満児
			1 号認定 (保育不要)	2 号認定 (保育必要)	3 号認定 (保育必要)
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○ 定員設定なしも可	○	○ 定員設定なしも可
		幼稚園型	○	○	
		保育所型	○	○	
		地方裁量型	○	○	
	幼稚園		○	特例給付による 利用形態あり	
	保育所		特例給付による 利用形態あり	○ いずれかのみ設定も可能	
特定地域型 保育事業	小規模保育事業		特例給付による 利用形態あり	特例給付による 利用形態あり	○
	家庭的保育事業				○
	事業所内保育事業				○ (従業員枠・地域枠)
	居宅訪問型保育事業				○

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）から施行します。

第71号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 目的

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 内容

(1) 省令に従うべき基準

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格等及びその員数については、「省令に従うべき基準」とされていることから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の例により次のとおり定めることとします。

項目	基準の内容
職員の資格	保育士、社会福祉士、高卒等の者で2年以上児童福祉事業等に従事したもの、教員免許を有する者等で、都道府県知事が行う研修を修了したもの
職員数等	支援の単位（クラス）ごとに指導員を2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とします。

(2) 省令を参酌すべき基準

面積要件、支援の単位、開所時間、開所日その他設備及び運営に関する基準については、「参酌すべき基準」とされていることから、厚生労働省令を参考に検討し、その結果、次のとおり同省令の内容と同じ基準を定めることとしたものです。

なお、放課後児童健全育成事業者は、暴力団員又は暴力団関係者が役員若しくは従業員に含まれている又はその活動を支えている事業者であってはならないことを草加市独自の基準として加えます。

項目	基準の内容
面積要件	専用区画の面積は、１児童１人につきおおむね１．６５㎡以上とします。
支援の単位	支援の単位（クラス）を構成する児童数は、おおむね４０人までとします。
開所時間	原則として、次に定める時間以上を開所することとします。 (1) 小学校の休業日 １日８時間 (2) 上記以外の日 １日３時間
開所日	原則、年間２５０日以上開所することとします。
その他	職員の一般要件、知識・技能の向上等、設備の基準、利用者の平等な取扱い、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、備えるべき帳簿、秘密保持等、苦情対応、保護者や関係機関との連携、危機管理対応等について定めます。

３ 施行期日等

(1) 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成２７年４月１日予定）から施行します。

(2) 経過措置

職員の資格要件に係る都道府県知事が行う研修の修了については、施行日から平成３２年３月３１日まで（５年間）は猶予することとします。

(3) 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部改正

ア 年齢要件の見直し

入室対象となる小学生の年齢要件を廃し、対象を拡大します。（おおむね１０歳まで→小学生）

イ 配置職員の資格等の見直し

配置職員の資格等を、当該条例に定める基準に合わせて見直します。

ウ その他

開室時間等に係る条文の所要の整備を行います。

第 7 2 号議案 草加市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

土地使用貸借契約の解約による児童遊園の廃止並びに町名及び町界変更の実施に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 草加市清門児童遊園の廃止

(2) 草加市長栄児童遊園の位置の変更

草加市長栄町 9 1 7 番地 → 草加市長栄二丁目 5 0 番地 1 5

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、草加市長栄児童遊園の位置の変更については、草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行区域の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

第 7 3 号議案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

法律の題名改正に伴う条文の所要の整備

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

↓

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

3 改正する条例

(1) 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

(2) 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

(3) 草加市交通災害共済条例

(4) 草加市市営住宅設置及び管理条例

4 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日から施行します。

第 74 号議案 草加市物産・観光情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 の制定について

1 目的

草加市物産・観光情報センターの効果的かつ効率的な運営を図るため、当該センターの管理運営について、指定管理者制度を導入するものです。

2 内容

草加市物産・観光情報センターの利用時間及び休館日並びに指定管理者の指定手続、指定基準、業務、責務等を定めます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 準備行為

草加市物産・観光情報センターの指定管理者の指定に関する手続は、施行日前においても改正後の条例の規定の例により行うことができるものとします。

(3) 経過措置

施行日前になされた草加市物産・観光情報センターの使用（施行日以後のものに限ります。）の許可等の手続は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした利用の許可等の手続とみなします。

第 75 号議案 草加都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定 について

1 目的

草加都市計画下水道事業の進捗に伴い、新たな負担区を設定し、当該負担区の名称及び単位負担金額を定めるものです。

2 内容

新たに第 14 負担区（青柳八丁目、柿木町の一部）を設定し、当該負担区の単位負担金額を 740 円とします。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

4 負担区の範囲の特例

この条例の施行の日以後に、下水道法第 4 条に規定する事業計画の協議及び都市計画法第 63 条に規定する事業計画の変更の認可を受けて、第 11 負担区及び第 14 負担区内に事業により築造された公共下水道を利用して排水する土地は、当該協議及び認可を受けた時点で第 14 負担区に編入するものとし、当該土地の所有者は、受益者とみなします。

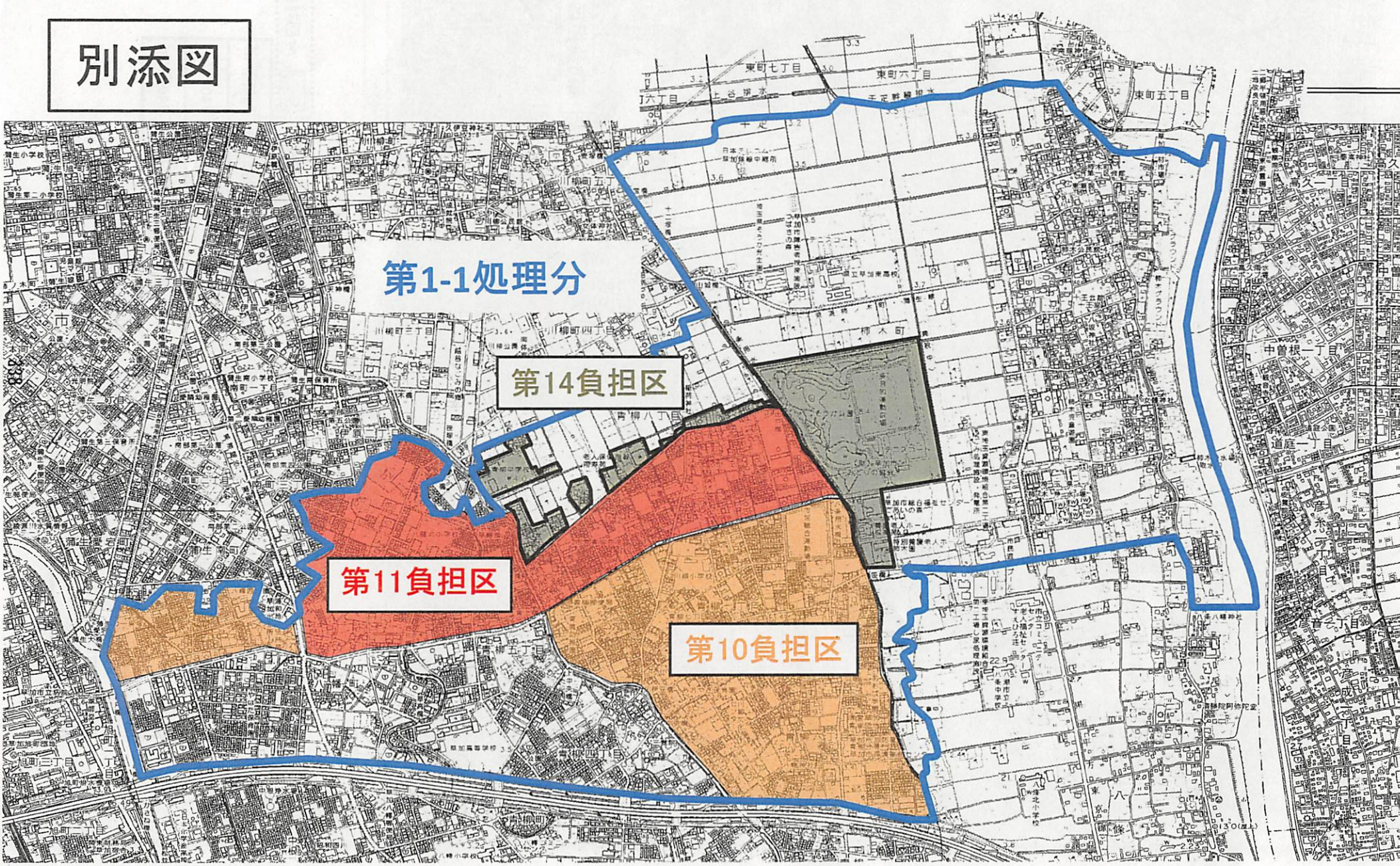
別添図

第1-1処理分

第14負担区

第11負担区

第10負担区



第 7 6 号議案 町名及び町界変更の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

新栄町、長栄町及び清門町地区の町名及び町界変更の実施に伴い、当該区域内に所在する公共施設の所在地等が変更になることから関係条例の整理をするものです。

2 内容

(1) 草加市立学校設置条例の一部改正

名称	旧位置	新位置
草加市立新栄小学校	草加市新栄町 9 5 9 番地	草加市新栄四丁目 9 5 9 番地
草加市立清門小学校	草加市清門町 5 5 2 番地	草加市清門三丁目 3 7 番地 1
草加市立長栄小学校	草加市長栄町 7 6 2 番地	草加市長栄一丁目 7 6 2 番地
草加市立新栄中学校	草加市新栄町 2 0 6 番地	草加市新栄一丁目 3 3 番地
草加市立新田中学校	草加市長栄町 7 6 7 番地	草加市長栄一丁目 7 6 7 番地

(2) 草加市公民館設置及び管理条例の一部改正

名称	旧位置	新位置
草加市立新田西文化センター	草加市清門町 5 7 1 番地	草加市清門三丁目 4 9 番地 1

(3) 草加市保育園設置及び管理条例の一部改正

名称	旧位置	新位置
草加市立しんえい保育園	草加市新栄町 8 1 3 番地 3 2	草加市新栄四丁目 8 1 3 番地 3 2

(4) 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部改正

名称	旧位置	新位置
草加市立新栄児童クラブ	草加市新栄町 9 5 9 番地	草加市新栄四丁目 9 5 9 番地

(5) 草加市立児童館設置及び管理条例の一部改正

名称	旧位置	新位置
草加市立新栄児童センター	草加市新栄町 8 1 3 番 地 3 2	草加市新栄四丁目 8 1 3 番 地 3 2

(6) 草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程の一部改正

旧施行地区	新施行地区
草加市新栄町字道上、同町字川戸沼添、同町字道下及び長栄町字西の全部、草加市新栄町字堤外大沼、長栄町字大沼、同町字東、清門町字北、同町字南、新善町字後稻荷及び同町字四郎沼の一部	草加市新栄一丁目、新栄二丁目、新栄三丁目、長栄二丁目、長栄三丁目、清門二丁目及び清門三丁目の全部並びに草加市新栄四丁目及び長栄四丁目の一部

3 施行期日

草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行区域の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

第77号議案 草加市スポーツ・健康づくり都市宣言について

1 目的

すべての市民が生涯にわたり健康づくりを進める「スポーツ・健康づくり都市」をつくるため、市民が日常生活の中から身体活動や食生活を含めた健康づくりを進めるための指針を宣言するものです。

2 宣言

私たち草加市民は、ひとりひとりが健康の意義を十分に認識し、健康生活に対する意欲と能力をたかめ、スポーツや食生活を通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域にひろめ、健康な明るいまちづくりを進めていきます。

ここにスポーツ健康都市の精神を発展させ、生涯にわたり健康づくりを進めるスポーツ・健康づくり都市を宣言します。

栄養と体力の調和がとれた健康生活をきずきましょう。

スポーツに親しみ健やかな心と体をつくりましょう。

スポーツ・健康づくりを通じて多くの仲間をつくり、連帯の輪をひろめましょう。

身近なところから体を動かし、バランスのとれた食生活を実践しましょう。

健康な明るいまちづくりをすすめましょう。

第 7 8 号議案 防災行政用無線固定局デジタル化更新工事請負契約の締結について

1 目的

現在のアナログ通信方式からデジタル通信方式に更新し、防災行政用無線の効率的運用を図るため、その工事に係る請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：204,498,000円

4 契約の相手方：埼玉県さいたま市見沼区春岡三丁目5番地13

三峰無線株式会社北関東支店

支社長 和田 純一

5 工事概要等

(1) 工事場所：草加市高砂一丁目1番1号ほか市内127箇所

ア 親局設備（草加市役所庁舎内）…1式

イ 屋外拡声子局…122局及び新規に設置する6局

ウ 遠隔制御装置（草加市消防本部庁舎）…1局

(2) 工事概要

防災行政用無線デジタル化更新工事に必要な各無線機器・装置の製造、据付、接続等に伴う各工事一式

6 工期：契約締結日から平成28年2月29日まで

7 入札：公告年月日 平成26年7月15日

入札日時 平成26年8月5日

第 7 9 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員西澤豊陽子氏は、平成26年11月3日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 8 0 号議案 平成 2 6 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 6 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）

補正前の歳入・歳出予算額 68,544,622千円

歳入・歳出補正予算額 -299,500千円

補正後の歳入・歳出予算額 68,245,122千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
17 繰入金	74,900	・庁舎建設基金繰入金 74,900
20 市債	224,600	・第二庁舎建替事業債 224,600
合 計	299,500	

歳 出 (千 円)				
款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	299,500	・第二庁舎建替事業[庁舎建設室]		303,563
		・財政調整基金積立金 [財務調整課]		4,063
合 計	299,500			

継続費の補正

・変更 (1事業)	・第二庁舎建替事業(第二庁舎建設工事・監理業務委託)			
	総額変更		1,603,317千円	1,774,317千円
	年割額変更	平成 2 6 年度	480,995千円	177,432千円
		平成 2 7 年度	1,122,322千円	1,596,885千円

報 告

- | | |
|-----------|--|
| 第 1 7 号報告 | 平成 2 5 年度健全化判断比率の報告について |
| 第 1 8 号報告 | 平成 2 5 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第 1 9 号報告 | 平成 2 5 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について |
| 第 2 0 号報告 | 平成 2 5 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比
率の報告について |
| 第 2 1 号報告 | 平成 2 5 年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について |
| 第 2 2 号報告 | アコス株式会社第 2 5 期事業計画及び事業収支予算書の提出について |
| 第 2 3 号報告 | アコス株式会社第 2 4 期事業報告書の提出について |